

第11回原子力損害賠償制度専門部会議事録

1. 日 時 2016年6月21日（火）10:00～12:00

2. 場 所 中央合同庁舎8号館1階 講堂

3. 出席者 原子力損害賠償制度専門部会構成員

濱田部会長、鎌田部会長代理、伊藤委員、遠藤委員、大塚委員、大橋委員、
加藤委員、木原委員、崎田委員、清水委員、住田委員、高橋委員、辰巳委員、
又吉委員、森田委員、山口委員、山本委員、四元委員

オブザーバー

市川氏、太田氏、小野田氏、上妻氏、馬場氏、若林氏

原子力委員会

中西委員

内閣府

山脇統括官、板倉審議官、川合参事官、大島参事官

文部科学省

岡村原子力課長

経済産業省資源エネルギー庁

浦上原子力政策課長

4. 議 題

1 原子力損害賠償制度の見直しの方向性・論点の整理について

2 その他

5. 配付資料

11-1 遠藤委員提出資料

11-2 大塚委員提出資料

11-3 原子力損害賠償制度の見直しの方向性・論点の整理〔2〕

（「被害者救済手続の在り方」関係）

(第10回資料の再配付)

10-1 原子力損害賠償制度の見直しの方向性・論点の整理〔1〕

(「原子力損害賠償制度の基本的枠組み等」・「原子力損害賠償に係る制度の在り方関係)

(机上配付)

・これまでの検討課題の整理(案) (第4回資料)

6. 審議事項

(濱田部会長) おはようございます。それでは、時間になりましたので、第11回原子力損害賠償制度専門部会を開催いたします。

初めに、事務局から資料と定足数の確認をお願いいたします。

(大島参事官) お手元の資料を御確認ください。

本日の配付資料でございますけれども、議事次第の次に、前回お配りいたしました資料10-1のほか、本日御用意させていただきました資料11-1から11-3までございます。

乱丁、落丁等ございましたら、事務局までお申しつけください。

また、第10回の議事録を机上資料として配付しております。各委員に既に御確認いただき、原子力委員会のホームページで公開しております。

本日は18名の専門委員の出席予定となっており、原子力委員会専門部会等運営規定第4条に定める定足数を満たしていることを確認させていただきます。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。資料等はよろしいでしょうか。

それでは、本日の議題の一つ目である原子力損害賠償制度の見直しの方向性・論点の整理についてということで御議論をお願いします。

本日は、まず、前回会合では議論することはできなかった資料10-1の7ページ、Ⅱ. 原子力損害賠償制度の在り方について項目ごとに議論をしたいと思います。

この資料については前回御説明し、前回会合から余り時間も経っておりませんので、事務局からの説明は省略させていただきます。

また、本日の議論に関連して、遠藤委員及び大塚委員から資料の提出がございましたので、先に両委員から御説明をいただいた後に議論に入りたいと思います。

それでは、早速で恐縮ですが、まず、遠藤委員、大塚委員の順でお願いいたします。

では、遠藤委員。

(遠藤委員) ありがとうございます。今日はこうして意見書を提出させていただき、また意見を述べさせていただきますことを、御礼申し上げたいと思います。

今日は講義日に当たりまして、話をさせていただきました後、途中で退出をさせていただくことになりましたことを御了承いただけましたらと存じます。

では、資料11-1に当たります「原子力損害賠償制度の見直しの方向性に関する意見」に沿って、御説明に入りたいと思います。

私は、住田委員が立法事実の変化としておっしゃっておられたことと同様なのですが、なぜ原子力損害賠償制度の見直しを行わなくてはならないのかという前提について、まずは福島の第一原子力発電所事故という過酷事故を経験したということ、もう一つは、電気事業法の改正によって事業者間の競争政策が推進されていること、大きくこの二つと考えております。

ここで改めるべき損害賠償制度というのは、原賠法+支援機構法の2段組の構え、具体的に言いますと、発災事業者の無限責任と政府による間接資金援助という仕組みの見直しでございます。

見直しの前提としましては、原賠法1条の被害者の保護、これは端的に言ってしまえば、これまでもこの専門部会で確認されてきた完全賠償ということです。それともう一つは、原子力事業の健全な発達、これは電源構成における、現在の20~22%程度の原子力発電比率を維持するということと考えております。

立法事実の変化に関連し、現状の制度・運用の問題点として二つほど挙げさせていただきます。一つは、賠償資金の実質負担は裁量によって分配されていること、それともう一つは、事業運営の予見可能性が低いということでございます。

1点目からなのですが、発災事業者のみが無限に賠償を貫徹するという原賠法の仕組みと齟齬を来しているということでございます。

福島事故における支援機構法に基づく政府の資金援助は、交付国債償還資金借入れを伴うものですから利払いが生じている。これは一般会計の歳出となるわけですが、それとすべての原子力事業者が負担している一般負担金、これは電力料金、厳密に言えば、自

由化された競争範囲における料金ということになります。これを通じて多大な国民の負担となっているということです。

一般負担金の徴収によって、他の原子力事業者、発災事業者以外の原子力事業者は、実質的に東京電力が無限に行うべき賠償の約半分を負担しておりまして、競争環境下にそぐわないということでございます。

また、解散価値を超える過酷事故の賠償額を、金融市場からの調達も不可能になった発災者が無限に負担するということは困難であるということです。実際、福島第一事故においては、除染及び中間貯蔵施設費用は支援機構保有株の売却と電源開発促進税から支弁されることになっていますが、これは実質負担においては、発災事業者から国へ責任の所在が、すでに移行しているということが言えるということでございます。

これは、支援機構法の51条と68条を根拠にしている措置でございますが、つまりは実質的に国から発災事業者への渡し切りの資金が生じているということでございます。

さらに、無限責任＋政府間接支援の現行の枠組みにおいて、東京電力の破綻処理が回避されたために、ステークホルダーの中の、特に株主、金融債権者などが実質負担を回避されたということになりました。

発災事業者の賠償実質負担は、こうやって時の政府の裁量により上下するため、政府に対する依存度を暗黙的に高めてしまい、むしろ、モラルハザードを引き起こしかねないという問題点があるかと思えます。

電気事業法の改正が行われたことによりまして、この4月より発電事業者は経済産業省に届け出を行うことのみで休止・廃止が可能となります。またもう一つ言えば、規制を前提とした業務改善命令、これは事業資金の安定確保を義務付けるなどの命令なのですが、それが課されなくなることによって、無限責任との整合性が保証されていないということが言えると思えます。

先ほど申し上げました低い予見可能性につきましては、1つ目の実質負担につきましては、時の政権運営によって左右されるため、事業者にとって事故リスク評価が困難であるということ、それによりまして競争環境下における事業の予見可能性が低いということ。

上記の理由から、金融機関や投資家などにおいては、事業者への投融資における予見可能性が低いということです。

上記の二つの理由から、適切な安全対策投資やリプレース投資判断の難易度が上がり、国内における原子力発電比率の維持が困難になるというふうな状況、エネルギー安全保障上、

危機的な状況に陥りかねないと思っております。

では、ここからが私の見直しの試案でございますが、私は、事業者の責任限度額の設定をすべきだと思っております。その超える部分は国の実質負担とすべきであるという提言をさせていただきたいと思っております。

まず、福島第一事故に類する過酷事故が起こりうることを想定して、事業者において5兆円規模の責任限度額を設け、それを超える賠償額は、電源開発促進税を財源に政府の実質負担とするということでございます。

この電源開発促進税を財源にというふうに申しておりますのは、電源開発促進税も電力利用量によって託送料として電力利用者から徴収されるわけですが、現状の監督官庁の認可で決まるということではなく、電源開発促進税を引き上げようとする場合は、電源開発促進税法の改正が必要になります。つまり、国民に広く重い負担を強い続けることから、やはり国会の審議を経るといって、透明性の高い手続を踏んでの引上げが手段としては適当であろうと考えます。

責任限度額の範囲までは、事業者は一律に賠償の支払を行い、現行の支援機構法に基づき政府の資金援助、これは一時的に融通を受けることも可能とするということです。

ただし、この資金援助分の返済に充てる原資は、現在は一般負担金と特別負担金になっていますが、これは実質負担的には、発災事業者に賦課する部分、つまりそれは利益処分分とか回収をする部分と、非発災者から調達する部分、これは託送料金とか電促税などからの回収ということも含まれると思っておりますが、それぞれに割り当てるルールをあらかじめ定めていて、政府が後になって裁量で大きく調整をすることができないように配慮することが必要であろうかと考えております。

賠償措置額については2,000億円程度に引き上げる一方で、エネルギー対策特別会計に事業者が、将来事故の賠償のために積み立てる共済基金を創設すべきだと考えます。

賠償措置額における政府補償枠について、いわゆる事業者は掛け捨ての保険料を払いながら、政府補償枠を広くとるという考え方もあるかと思うのですが、やはり過酷事故が起こる確率を考えると、これは保険制度によって担保されるべきものというよりも、むしろ共済的な資金の枠組みで蓄積をしていく、掛け捨てではない積立て型の資金であるべきであろうと考えております。

また、原子力事業の過失責任については、危険責任の考え方があるために、重過失とか軽過失という過失の程度によって区分するということはそぐわないと考えます。ですので、

明らかに事業者による過失がある際の賠償については、山本委員からも御質問を受けたり、御意見を頂いたりしてまいりましたが、その点を考慮すると、補償契約制度の仕組みとして、政府補償契約と、民間補償契約があり、この契約においては、自然災害による事故と、人為的事故の区分がなされており、これに類する区分ということはできようかと思っております。

自然災害が起因で責任限度額を超える賠償が必要な場合は、政府が負担する、つまり政府によって直接支払をする、または事業者の支払の原資を補助するという形。

人為的事由による事故の場合は、事業者が内部留保の活用や利益処分等によって賠償原資を捻出して、超過分を支払うという制度。困難な場合は、発災事業者の破綻処理を行った上で、必要によって国が補填をするという制度、これによって制度を分けることも、一つの試案と考えております。

破綻処理を踏まえた制度設計の点では、何度も申し上げておりますように、これは自由化の環境下では必要かと存じますので、銀行の預金保険機構に類するような賠償債務とか、またはこれは発送電の事業も引き受ける、そういう機能を整備する必要があるかと思えます。

もう一つ、公的除染と復興政策というものが、今の賠償の実施においてはごちゃ混ぜになってしまっているという問題があるかと思えます。

道路など公共空間の除染や事業再開支援などは復興と位置づけて、賠償と切り離し政府が財源を確保し、資金の用途は立地地域の、事故の起きた地域の自治体に委ねることが考えられようかと思えます。

また、これも繰り返し申しておりますが、今、復興と賠償、公と私の負担の分配の在り方については、これまでの取扱いの問題を検証するために、事故における賠償の支払能力がまた各社にあるか否かなども評価することができることから、第三者組織が東京電力の賠償の実態を精査するような賠償・復興調査委員会の創設が必要であろうと考えております。

以上になりますが、発災事業者の責任限度額と国の実質負担の事前の制度設計が必要である。その理由というのは、予見可能性をあらかじめ持つておくことということと、あとは、やはり事故を通じて原子力事業が公共性の色合いを深めていかなければ、実質的には今後、原子力発電を維持することが困難になるという理由からこのような意見を述べさせていただきました。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、引き続いて、大塚委員からお願いします。

(大塚委員) 渋滞に巻き込まれてしまい遅れてしまって申し訳ありません。

前回提出させていただいた意見に修正はしていませんけれども、少し追加をさせていただいたという次第でございます。資料 1 1-2 を御覧いただければ幸いです。ごく簡単に申し上げます。

今の遠藤委員とはちょっと観点が違いますが、アンダーラインを引いたところが追加した部分でございます。

(1) にありますように、原子力事業者の賠償に対する予見可能性の問題と、安全性に対する投資等がバッティングするということになりますので、私の意見は後者の方を重視しているということでございます。

(1) にございますように、無限責任で無過失責任ということを考えていますけれども、安全に対する投資の問題と、故意・過失がある場合に有限責任とすることはできませんので、その場合の賠償を迅速に行うことを考えると、無限責任を維持することが適当であるという考え方でございます。

(2) について、過失の場合の国家賠償の話は、当然、維持されると考えていますが、(4) のところでアンダーラインを引いておりますけれども、基本的に、一定規模以上の事故の場合には、国が立替払いをすべきだと考えていますけれども、その理由の一つとして、原子力政策を今まで国が推進してこられたということが挙げられると思います。基本的には全額求償ということを考えています。

賠償の原資をどうするのだということを、この間、森田委員から御意見いただきました。この点は考えていたのですけれども、ここまで書くのは時期尚早かなと思っておりました。今回は書かせていただきましたけれども、賠償の原資を一部でも確保するために、時期を見てですけれども、現在の機構法を、原子力事業者の遡及的な保険料による相互扶助システムに転換する。プライス・アンダーソン法が一つの参考になると思います。

プライス・アンダーソン法は有限責任というふうに言われていますが、必ずしも有限責任ではないということがあちこちで指摘されています。つまり、賠償が一定以上の額に達したときに国家がどうするかについて計画を立てるときに、新しくまた産業界とか原子力事業者にお金を請求するようなことを想定していますので、完全な有限責任というわけではないですけれども、プライス・アンダーソン法は賠償の原資の確保のために役に立つ、参

考になるものと考えています。

破綻についても、前に申し上げたとおりですけれども、もし法的整理を認めるのであれば、事故の収束作業とか廃炉作業、被害者に対する賠償（ないし国への債務返済）、晩発性障害、除染、安全投資減退の防止、こういうことに対して対応できるような形での再生の仕組みを検討する必要があると考えております。

もう一枚の方は、今私が申し上げたことを図にすると、こういうことになるということでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

（濱田部会長）ありがとうございました。

今、両委員から説明をいただいたことも含めて、資料10-1の議論を進めてまいりたいと思います。

いつものように、少し項目分けをしながら議論をいただければと思いますが、まず、7ページの1. 無過失責任、責任集中についてでございます。

ここにありますように、原子力事業者の無過失責任、責任集中については、我が国が締結しているCSCを踏まえて、これは原子力損害の補完的補償条約ですが、これを踏まえて現行どおりとすべきではないかというふうに整理をしていただいております。この点について、御質問、御意見があればお願いいたします。

どうぞ、いつものように札をお立ていただければと思います。

はい、お願いします。

（高橋委員）遠藤委員に非常に興味深い御提案を頂きました。過失責任を排除されていないという新しい御提案を頂いたのですが、その点につき、御質問させていただきたいと思えます。

基本的に民法の不法行為法の適用を排除しない趣旨を明文で書くことになると思うのですが、過去の事故ではほとんど事業者に過失があったと思います。そういう場合に、この制度の下では、例えば政府の負担はないというふうにお考えなのでしょうか。要するに、限度額を超えた場合に、なおかつ過失があると認められる場合については、もう政府は出ていかないということをお考えなのかどうかということと、仮に出ていかない場合に、無過失よりも過失責任の方が事業者の悪質性はむしろ高いので、迅速な救済という観点から何らかの制度を考えていく必要はないのかどうかということをお聞きしたいと思います。つまり、過失責任の規定と、有限とされたときの限度額を超えた場合との調整をどうい

ふうにご考慮されておられるのかということをお聞きしたいということなんです。

それから、リスク計算の話が少しあったのですが、現在、民間の保険ではリスク計算がなかなかできないということで、限度額を引き上げるのは困難であるという話があって、この場合の合理的なリスク計算というのはどういう趣旨でお考えか、ということをお聞きしたいと思います。

特に、最近、確率論的安全評価が強調されていますが、私は、あれは、例えば地震・津波事象が余り問題にならないアメリカとかヨーロッパで議論されていることで、日本のように共通要因故障について十分な確率論的安全評価ができない状態において、一体リスク評価というのは合理的に成り立つのかどうかということについては大きな疑問を持っています。このような状況の下では、無過失責任の下でリスク評価が困難であるということが無限責任をやめる理由にはならないとを考慮しております、その辺についても御教授いただきたいと思っています。

以上です。

(濱田部会長) それでは、遠藤委員、よろしいでしょうか。

(遠藤委員) ありがとうございます。

自然災害と人的な災害の事故の場合を分ける試案におきまして、ある種の責任の限度額を設けるとするのは、いわゆる自然災害のところでございますので、原賠法+機構法の枠組みが、従来の過失事故の人為的な事故の場合には適用されると考えております。その場合は、現状と同じように、いわゆる間接資金援助、支援機構法の枠組みの維持というふうに考えておりますし、先ほど申し上げました機構法の51条と68条において、国がある程度の実質負担をするという手段が残っているということにおいては、それはあろうかという思っております。ですが、むしろ大変に憂慮すべきは、自然災害が起きた際に安全対策を施しても防ぎかねる大きな事故というふうに考えておまして、こちらについては高い責任限度額を設けた上で、それを超えるところは、いわゆる電促税というような財源の負担のありようがあるのではないかと考えております。

もう一つ、リスクのことですが、確かに、例えば、原子力の事故のリスクをどのように算定するのかというのは、原子力のコストの評価委員会の中でもかなり議論が難航したところがございます。こういったある種CATリスク、破局的な事故のリスクというものが保険によって担保されるべきなのか、それともそれ以外の手法なのか、ということについては、アメリカなどの研究もあるかと存じておりますが、こちらについては、保険

の仕組みの中で、このCATリスクを完全にカバーすることというのは難しかろうというような立場をとっておりますので、保険ではなく共済的な積立ての資金の方がそぐうのではないかと考えております。ですので、措置額はある程度引き上げるのでけれども、その政府補償分を大きく引き上げるというような措置で保険的にカバーするのではなく、自分たちの事故のために共済金として積み立てていくということが、むしろ保険よりもそぐうのではないかという御提案をさせていただき次第でございます。

以上です。

(高橋委員) いろいろ議論もあると思いますが、一応質問にお答えいただきありがとうございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

続いて、8から14ページになりますが、2. 責任の範囲、損害賠償措置、原賠・廃炉機構についてということで御議論をいただきたいと思います。

この原子力事業者の責任の範囲及び損害賠償措置等については、これまでの各委員からの御意見をもとにして、責任の範囲と損害賠償措置をどのように組み合わせ新たなスキームをつくるべきかという観点で論点を整理いただいております。また、原賠・廃炉機構については、電力自由化等の観点からの意見もまとめていただきました。

どちらの問題も、今後更に議論を深めていく必要がありますので、ここは論点整理ということでございますので、今後の議論を深めるために追加しておくべき御意見、御質問があればお願いできればと思います。

加藤委員、お願いします。

(加藤委員) ありがとうございます。

既に御議論させていただいたことではあるのですが、有限責任とした場合に、安全性向上に対する投資が減少するという御指摘が、先ほど大塚委員からもお話があったわけですが、原子力事業につきましては、国の基準や関係自治体との協議など重層的なプロセスがありますことから、こうした懸念は当たらないという意見もあることも踏まえて御議論いただくことが必要ではないかと思っております。

それから、原子力事業者の責任範囲を有限にしたことで、被害者の財産権が侵害されるということがあってはなりません。そうした事態が起こらないよう、10ページの「③原子力事業者の責任限度額を超える損害が生じた場合の対応について」というところに書いて

ありますとおり、国による補償を行うために必要になる体制、手続、財源等の制度設計について検討していくことが重要であると考えています。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。論点としてはこのような形でよろしいかということですね。

(加藤委員) はい。

(濱田部会長) ほかにいかがでしょうか。

又吉委員、お願いします。

(又吉委員) ありがとうございます。

まず1点目、①原子力事業者の責任制限について。ここで書かれている事業の予見性の意味合いや定義の確認ということでコメントさせていただければと思います。

ここでは、民間事業者が自ら管理できる範囲を超える賠償の負担を負わないという意味での事業予見性を確保することが必要というふうに明記されていますが、事業予見性の確保が意味するところというのは、ある意味、有限責任と関連づけて考えるのであれば、責任制限を設けることは事業リスクを凶る一つの重要な手段として、予見可能性の観点からプラスであるということの意味しておりますので、書き方というか流れが少し違和感を感じるというのが1点目です。

次、ページ9の②責任限度額と損害賠償措置額との関係ですが、従前から繰り返させていただいておりますが、責任限度額と損害賠償措置額との関係の議論に当たり、原賠法に基づく保険制度、機構法に基づく相互扶助制度、原賠法16条に基づく国の措置、それぞれの負担分担のリバランスを凶るアプローチについて言及させていただいております。

実際の検討の際には、福島原発事故の事例では賠償措置額が1,200億円、相互扶助額が6兆円超、将来の事故の備えとして設立された相互扶助スキームが現実的には機能し得ないほどアンバランスな状態にある現実を留意する必要がある点を留意いただくことを追記いただければというふうに考えております。

加えまして、責任限度額を設けた場合の税負担に関するリスクが指摘されていますが、無限責任であっても、事業者が自ら負担し切れない部分は、実質的に電気料金となって国民負担となるとすれば、国民負担が増大する点にも明記が必要ではないかというふうに考えております。

以上になります。

(濱田部会長) ありがとうございます。

大塚委員。

(大塚委員) 先ほどの国の基準とか自治体とかの対応で、安全投資の観点で十分かどうかという点でございますが、規制も、今回の事故で分かったところがございますけれども、完全なもの残念ながらもなかなか難しいということがございますので、安全に対する投資は、損害賠償の点からも考えておいた方がいいと思っております。ただ、原子力事業者の予見可能性等の観点については、どちらを重視するかという問題があると思っておりますので、そこは考え方が分かれると思います。

それから、さっきの遠藤委員の、高橋委員の質問の答えとの関係で追加してお伺いしたいのですが、遠藤委員、すみません。先ほどの高橋委員のお伺いは、過失がある場合に、国が出ていかないのかということもお聞きになったのですけれども、ここに書いておられることで、人為的な事由による場合と、自然災害起因の場合を完全に分けておられますが、実は両方が重なる場合もあると思われまので、そういう場合にどういうふうにお考えになるのかなというのが、ほかの破綻のこととかも聞きたいのですけれども、そちらは後に回すとして、その点について教えていただけますか。

(遠藤委員) ありがとうございます。

現状の原賠制度を整理した図にもありますように、原子力補償契約法における政府補償契約と民間補償契約の考え方として人為的事故と自然災害による事故というものが挙げられています。その表現も非常にあいまいなもので、3条ただし書のところに類するような、非常にぼやんとした表現になっているということは、問題としてはあると思えます。ただ、重過失とか軽過失とかと分けられないということから、一つの試案としては、この人為的事故と自然災害による事故という区分をベースにして考えるという制度設計というものも可能ではないかというある種の一つの御提案でございます。

以上でございます。

(大塚委員) そうすると、補償契約との関係の問題以外の賠償自体に関しては、過失がある場合とない場合とではどういう関係になるのでしょうか。

(遠藤委員) 過失がある場合とない場合というのを分けるかどうかということですか。

(大塚委員) 過失がある場合も有限責任ですが、5兆円というのは、今回の福島事故との関係ではちょっと足りないと思えますけれども。

(遠藤委員) 5兆円という額というのは、もちろんこれも一つの試案でございます。今の賠償

の実態を見てみると、賠償合意額というのは、今年1月ぐらいで大体5兆4,800億円です。ですので、その程度が恐らく大体の責任限度額として設定すべき規模であろうかという、これももちろんいろいろな設計の仕方があって、3兆円にしたいとか、7兆円にしたいとか、それはあるかと思いますが、福島第一事故を鑑みれば、5兆円ぐらいがふさわしいと思った次第です。

(大塚委員) 過失のある場合に、有限責任でいいですかという質問です。

(遠藤委員) ですので、人為的事故の場合と自然災害によって分けるわけでありまして、その中で過失がある、ないということというのは、補償契約法の段階では分かれていないということでございます。

(大塚委員) 原子力損害賠償の方を聞いているのだけど、契約の方ではなくて。

(遠藤委員) ですので、人為的事故の場合は、全て現状どおりの制度ということも可能だろうということでございます。

(大塚委員) 自然災害起因であっても過失がある場合もあると思うので、そういう場合はどうしますか。

(遠藤委員) つまり、原因競合の問題ですか。

(大塚委員) もちろん原因競合にもなるとは思います。

(遠藤委員) 原因競合の問題は、この試案においても、3条ただし書きにおいてもあるとは思いますが、明らかな過失がある場合を考慮すれば、自然災害と人為的災害ということで分けられるだろうという一つの試案でございますので、例えば、その中で非常に過失が、ここは危険責任ということとの兼ね合いで非常に難しい問題ではあると思うのですが、この人為的 accident と自然災害というように分ける考え方があるわけですから、ここに制度設計を合わせていくということもひとつの選択肢だろうということでございます。

(大塚委員) 分けられているのは、無限責任を前提として分けられているので、新しい有限責任をおっしゃるときには、自然災害起因で、かつ過失がある場合をどうするかということをお答えいただければと思いますが。

(遠藤委員) ですので、自然災害起因の場合は、責任限度額を設けるという制度設計になると思います。

(大塚委員) ちょっと答えになっていないと思いますが、いいです。

(濱田部会長) 今の論点は、まだまだこれからも議論いただきたいと思いますが、今の段階では論点整理ということで、どういう観点から今後議論をしていくべきかということござ

いますので、取りあえずはそういう議論があるということだけとどめていただければと思います。

今のに関連して。

(高橋委員) いえ。

(濱田部会長) それでは、まず山口委員からお願いします。その後、高橋委員。

(山口委員) どうもありがとうございます。今までの議論と少し関係するところで意見を申し上げたいと思います。

まず、責任制限に関連する問題として、国は、特に規制の行政は社会通念上、不当なリスクがないということを求める強力な権限を持っていますし、それによって発電所の運転を止めるというような権限も持っているわけです。それは、不当なリスクはないということ突き詰めて考えると、これはHow safe is safe enough?という問題に突き当たって、これは原子力に限らない、もっと大きな問題になってくるわけですけれども、少なくともそのような形で原子力発電所を運転するに当たって求めるべきリスク水準とか、そういうものを要求するような権限があるということがまず1点認識するべきだと思います。

その上で、原子力発電の規模を一定の規模に維持をするという今のエネルギー政策を実現するためには、その事業の予見可能性というのは、これはやはり欠くべからざる要件であるというふうに思います。

そういうふうに考えますと、予見性を満足する上で賠償をどのように適正に行うかということなわけですが、こうして規制のプロセスを経て運転している発電所の、いわゆるリスクというものは極めて頻度が低いという高い安全の水準にあるということで、それからもう一つは、予防的な防護措置、それから緊急防護措置を行うというエリアがまた防災によって定められておりますので、そういう意味で、そのような防災の準備をする、あるいは今の安全防護を備えた原子力発電所の被害の範囲というものを限定するような仕組みもできているということが重要であると思います。

そういうふうに考えますと、責任制限を定めるための根拠というものは、リスク評価というものだけではなく、それに加えて規制、それから防災の仕組み、そういうものを合わせて定めていくことは可能な現状にあるのではないかとこのように考えます。

それからもう一点、安全への投資がどうなるかということでは、この意見の中でも、それは別の枠組みということがありましたが、それはそのとおりでして、いわゆる安全への投資に対するインセンティブが維持できるような、そういう仕組みというものが事業者の安

全向上あるいは様々な保険料率等の見直し、安全の水準によって見直していく。それから、事業者の安全の性能を評価して、それに応じて対応を変えていくというような仕組みがまた新たに準備されるということでございますので、こういう点を踏まえたと、その予見可能性と適切な賠償というものを踏まえた責任制限について一つ議論するだけの環境条件は整っていると考えます。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、高橋委員。

(高橋委員) 論点として行政規制との関係が出ましたので、発言します。私は最近また原子力安全規制に関与するようになったのですが、最近は、原子力規制委員会も、国の安全規制責任と事業者の自己責任という両輪で原子力安全は保たれるのだ、このような観点を強調するようになっていきます。つまり、事業者に自己責任を果たしていただいて、それを国がチェックするという体制に持っていくことが重要だという方向で、規制制度を組むようになってきています。

そういう意味で、事業者の自己責任がきちんと果たされる環境を整備していくのかということ、要するに、無限責任から有限責任になった場合の影響を、どういうふうにか考えるのかということは重要な問題だと私は思っています。そういう意味で、私は、大塚委員のような形で、事業者の自己責任を外からきちんと担保する上では、現在の制度を維持するのが必要だろう、と思っています。

予見可能性の問題でございますが、先ほど私申し上げましたように、リスク評価といっても、保険も限度額をなかなか受けられないような現状で、原子力のリスク評価というのは極めて難しいという状況にあると思います。

したがって、ここにいう予見可能性というのは、きちんと法令を守って事業者が自己責任を持っていれば、あとは要するに、自然災害等の場合には免責される、これを心がけるといのが今日の事業者の自己責任の在り方だろうと私は思っています。従いまして、予見可能性ということを根拠として有限責任にかえるという理屈は私は成り立たないと思っています。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかには。崎田委員。

(崎田委員) ありがとうございます。

これまで私が発言してきた意見と同じような意見を申し上げることにはなるのですが、今回の資料8ページにある四角の中の有限責任の項目の、原子力事業者の責任体制についてというところの文章を拝見したときに、テーマが責任制限ですので、原子力事業者さんにとっての予見可能性ということだけが中心的に書いてあります。ただし、これまでいろいろ発言させていただいてきましたけれども、電気事業法の改正で原子力事業者さんにとって競争環境が非常に強くなってきている。ただし、国が原子力を一定程度活用するという判断の中で、やはり過酷事故が起こり得るということを考えれば、最終的に国が責任を持つというような体制を組むということが、国民にとっての安心につながるのではないかと思ってきました。それが、この制度の有限責任なのではないかと思ってきました。ただし、私にとって、法律の分野の専門ではありませんので難しいところではあるのですが、議論の一端としては、そういうような意見があるということも、この有限責任に対する意見の一つとしてこの中に入れておいていただいてもよろしいのではないかなと思います。

ただし、もちろん被災された方にとって無限責任というか、きちんと救済をしていただくというのは当然のところですので、まず発災事業者さんの責任限度額というのはしっかりと高額にしていただくということが大事だと思っております。ですから、今、この文章の最後に、相当高額の責任限度額を設ける必要があるとの指摘に留意する必要があると書いてありますけれども、ここはもっと明確に、相当高額の責任限度額を設ける必要があると、そういうふう言い切らせていただいてもよろしいのではないかと考えております。

今まで1, 200億円という数字で、今回の過酷事故のことを考えれば余りにも低いということを考えて、どのくらいの額にしたらいいのかということの具体的な議論というのがこれまでほとんどなかったわけですが、そういうような規模感ということも議論してもよろしいのではないかと考えておりました。

今回の遠藤委員の資料の中に、5兆円という数字がありました。今も、いろいろな御意見もありましたけれども、やはりこのくらいの規模ということ考えた上での有限責任という、やはりそういう新しい考え方ということもきちんとあってよろしいのではないかと考えております。

なお、私はそういう発言をしておりますが、無限責任に位置づけられている多様な意見の①番のような意見と私も非常に似ております。ですから、どうしてこの意見が無限責任

の項目の中に入っているのかという気持ちもあります。もう少し全体的に自由に制度に関して意見を言わせていただければ有り難いと思って発言させていただきました。よろしくお願いたします。

(濱田部会長) ありがとうございます。

今の御指摘も、これから議論を詰めていくときに幅広く考えていけるように、少し記述の仕方というのは考えたいと思います。

ほかに。遠藤委員、お願いします。

(遠藤委員) では、私の方からも質問を1点、資料を出していただきました大塚委員にさせていただきますのですが、無限責任制を維持することによりまして、発災事業者が、無限責任として賠償を行うための原資、つまり実質負担については、大塚委員はどのようにお考えでありますでしょうか。

(大塚委員) 図に書いたようなことですが、民間保険と政府補償契約のところはまず一番下であって、その上に相互扶助システムで、プライス・アンダーソン法を参考にして、原子力事業者の遡及的保険料システムで、これがどのぐらいになるかというのが問題がありますけれども、アメリカでは1兆数千億円ですが、そのぐらいのところまで行くかと思えます。あとは発災原子力事業者の責任で対応していただくということになりますが、前に申し上げているように、一定規模以上の事故の場合は、国の立替払いが被害者に対する迅速な救済という面で必要だと思っておりますので、国が立替払いをした後で、これらの方に求償していくという、そういうことを考えています。

発災原子力事業者は、一つの例としては、水俣病のチッソのようなことが考えられると思っておりますけれども、無限責任を負っていただくという趣旨でございます。

(遠藤委員) そうすると、この発災原子力事業者の無限責任というふうに書いておられるところが、今の機構法のスキームを使うということによろしいのでしょうか。

(大塚委員) いや、相互扶助システムは……

(遠藤委員) 違います、その上です。

(大塚委員) いや、これは全部合わせてですし、機構法に当たるのは、むしろ相互扶助システムのところが入っていますので、それから国の立替払いというのも入ってきますので、この辺が全部機構法と関係するところです。

(遠藤委員) そうしますと、いったん国が立替えをしても、それに返済をしていくということに当たるわけですから、賠償額について先ほど5兆円では足りないだろうというふうは大

塚委員はおっしゃっておられたのですが、例えば、これが6兆円や7兆円に膨らむ部分のを、水俣方式、つまり、原子力事業者だけでこの上の部分のほとんどを返していく、もっと言えば特別負担金だけで返していくというイメージでよろしいのでしょうか。

(大塚委員) いえ、相互扶助システムがありますので、一般負担金ではないですけど、それぞれのところで各事業者の方で積み立てていただいている、事故が起きたら出していただくという遡及的な保険料システムですが、こちらの方も含めてです。民間保険や政府補償契約も含めて全部で対応するという趣旨です。

(遠藤委員) 相互扶助システムのところは、先ほど1兆円というふうに。

(大塚委員) 例えばですけど。

(遠藤委員) 例えばということであらっしゃったのですが、相互扶助を超えて膨らむ可能性がある部分については、どのようにお考えでいらっしゃいますか。

(大塚委員) そこは、だから、発災原子力事業者の無限責任という趣旨ですけども。

(遠藤委員) 申し訳ありません。ということは、ずっと発災原子力事業者のみがチツソ方式で返していくという。

(大塚委員) この辺の部分については全額求償が基本だということです。

(濱田部会長) ありがとうございます。

是非これから議論を詰めていくときに、今のような形で議論を交わしていただけると大変有り難く思います。

ほかに論点整理の観点でいかがでしょうか。

住田委員。

(住田委員) 今までの議論をいろいろお聞きして、今まで論点はかなり出尽くしていると思いますので、多分パブコメでまた広く国民の方々のいろいろな各分野の方からの御意見を聞くという意味で、今回の議論も非常に有益だったと思います。

ただ、私自身は、今のお話をお聞きして、今日、遠藤委員が書いていらしたことと違う趣旨で申し上げたいのですが、実質負担の裁量による分配を今しているということで、これが今の現状だろうと思っています。そうしますと、今回も原賠・廃炉機構につきまして、次回もこの正当性、特に自由競争環境下においてそぐわないと今遠藤委員がおっしゃったような形でいきますと、一回事故が起きたときに、今回、福島の事故が起きたとき、緊急措置としていたしておりますが、その実態、財務諸表を読みましたら、とにかく使い尽くしてしまっていて、相互扶助システムと言いながらも、国はその一部お金を戻していただ

いて、最後ゼロになっているわけです。会計検査院が本格的に理念とかそういう形で検査に入ったときに、これは私はもたないというふうに思っています。ただ、今これをどう動かしていいか分からない、国民的議論の中でどうするかということを考えるために、ここはあえて触っていないと思うのですけれども、ですから今回のお話も、これからの損害賠償システムを考えるのですけれども、それは当然、今のある福島事故の損害賠償システムとして、これが良かったかということについても考えざるを得ないということになっております。

ただ、今日、山口委員がおっしゃったことは非常に示唆的でした、日本の原子力に関していえば、防災そして減災、それから安全規制に関してはかなりリスクが低くなっている。やはりそこはきちっと評価すべきであろうと思っています。

そうしますと、戻りますけど、実質的負担の政策的な裁量による分配という形にいきますけど、裁量によるまず吸い上げをやっているところが、果たしてこのリスクに見合った形できちとした形で共済なのか保険なのか分かりませんが、そういうようなシステムを機能するのかということについては非常に疑問に思っております。ですから、私は法律を考えるときに、今、責任限度額、予見可能性という問題が出ておりますけど、実は金額の目安であれば、予見可能性という言葉を使ってもよろしいのですけれども、やはり事故によって全く大きさ、規模、金額、それから長期化するかどうかについても違ってまいりますので、それが起きてから考えるとしたらば、それで十分足りることではないかと思ひまして、今から事故に備えて積立てなのか、共済なのか、保険なのか、限度額が分かりませんのでやっていくということに対しては、現段階でやることについては余り意味はないのではないかなと思っています。それよりも、国がしっかりと事業者と共に責任をとるという姿勢を示すことが、今一番大事なのではないかなと思っています。そのための法律的な枠組みというのを幾つか御提案しているわけございまして、その詳細はまた、今日蒸し返しになるのは余り好みませんので、また次回にまで文章についても少しまとめて出させていただきたいと思っています。

以上です。

(濱田部会長) 遠藤委員、お願いします。

(遠藤委員) 今の点で、すみません、1点だけ。積立てについては、実際に今もう行っているという立て付けでございまして、一般負担金は福島第一という過去の事故に遡って将来の事故のために積み立てるという仕組みでございまして、理屈としてはございまして、

積立ての機能というものは支援機構法の中では担保されているということになろうかと思
います。

(住田委員) その積立てについては申し訳ございません、これについてもまた次回申し上げま
す。ここでやりとりすると時間がかかると思うので。

(濱田部会長) ほかに。

では、小野田専務理事。

(小野田オブザーバー) ありがとうございます。オブザーバーの立場ではありますが、事業者
として一言申し上げたいと思います。

今いろいろ御議論いただいております、有限責任にした場合、安全投資が減少するという
課題が事故防止の観点から指摘されているという 8 ページの第 2 パラグラフの内容につい
て、事業者の立場で申し上げたいと思います。

法律的な見方はともかくといたしまして、事業者としては、立地地域の皆様からの御理解
をいただかなければ、原子力発電を行うことはできないと考えておまして、そのために
は、原子力事故を起こさないという強い決意のもとで徹底した安全対策を講じてきており
ます。特に、福島事故後には、先ほど御議論もありましたけれども、新たに制定されまし
た国の新規制基準を遵守することは当然でございますけれども、それよりも更に事業者が
自主的に安全性の向上を図って、安全対策に万全を期しております。これは事業者自らが、
自主的に基準以上の安全対策をやっているということです。また再稼働についても、自治
体の合意を得て進めておりますので、そういう意味では何重ものチェックがなされている
仕組みが出来上がっていると考えております。

このような議論は、今までもこの部会でなされておりますので、こうした内容につきまし
ても、論点の中で両論併記していただけると、事業者としてはとても有り難いと思ってお
ります。

(濱田部会長) ありがとうございます。

この 2 の部分ですね、8 から 14 ページの部分。ほかに論点整理としていかがでしょうか。
大塚委員。

(大塚委員) ありがとうございます。

現在、電気事業者、原子力事業者の方が一生懸命やっておられることは、私も信じて疑っ
ておりませんし、現在の規制委員会は比較的うまく機能している方だと思っておりますが、
今回の原子力損害賠償法の改正は今すぐの問題ではなくて、これが 20 年後、30 年後に

どういふ影響をいろいろな人に及ぼすかということを考えて改正しなくてはならないと考えています。それがもたらす人間の行動に対する影響ということを考えながら、改正をするのであればしないといけないということがございますので、今の時点では私も全然そういう問題は感じていないのですけれども、その将来への影響を考えなければいけないのではないかと思います。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。

それでは、さらに論点整理を詰めていく作業を続けたいと思いますが、続いて、15ページからになります。これは、原子力事業者の法的整理の問題です。

原子力事業者の法的整理につきましては、ここにありますように、法制定時や東電福島原発事故の経緯、さらに、今後進められる電力改革等を踏まえて論点を整理いただいております。更にどういふ点を検討すべきかということで、この枠内を作っておりますが、この点について御質問、御意見があればお願いいたします。

山本委員、お願いします。

(山本委員) この枠内に書かれてあること自体にはそれほど異論はないのですけれども、この専門部会の議論の対立の軸として、私自身は、ここに書かれてある法的手続を必要のものにするかどうかというような議論、ステークホルダーの責任をとるためにそういうものにするかどうかという議論と共に、法的整理をそもそも可能とすべきかどうかという議論の対立軸というのも何かあったような気がしております。

本日の大塚委員の提出されたペーパーでも、しばしばその法的整理を認めることとか、法的整理を認めるという言葉が出てきています。ですから、これは選択肢としては、法的整理を認めないという選択肢を想定されているのではないかという気がしますし、このペーパーの関連意見のところでも②番目で、法的整理がされる可能性が出てくると資金調達等に支障が出るという、「法的整理がされる可能性」という言葉が出てくるわけですが、現行法は、当然のことながら、株式会社が原子力事業者ですので、法的整理がされる、あるということは当然の前提になっているのだらうと思うのですが、このような意見というのは、あるいは法的整理を禁止すべきであるという、事故を起こした事業者に対しては法的整理を認めないという制度的可能性に論及されているのではないかという気がしています。

確かに選択肢としては、私は民間事業者に対してそのような例は知りませんが、地

方公共団体等は一般に倒産能力は認められないとされていますし、一部公法人についても、そのような議論が存在します。そのような取扱いを、事故を起こした原子力事業者についても適用すべきだという、それは法律に規定しないと無理でしょうけど、そういう立場があるいはあり得るのかというふうに思います。私自身はそれに賛成しているわけではありませんが、そういう議論があるいはあるのかもしれない。

パブリックコメントで意見を聞くのだとすれば、あるいはそういう選択肢についても聞くということは考えられるかもしれないというふうに思います。

他方で、そういう考え方をとらないのであれば、それは、事故を起こした原子力事業者が倒産手続に入る可能性を前提にするということになりまして、そうなった場合に、それは適切かどうかはともかく、そういう可能性があるということを経験として、それをどのように全体として処理するかという課題が、この専門部会における課題なのかどうかということは、このペーパーで書かれているように、一つの問題です。全体としての事故の収束作業に対する影響とか、あるいは廃炉作業への影響、あるいは安全投資に対する影響というのは、電力事業全体の課題として検討されるべきであると、ここに書かれてあるペーパーはそう書いていて、それは私もそのとおりでと思うわけですが、ただ、その事業者が法的手続に入った場合に、被害者に対して適切な賠償が、その場合であってもなお行えるような制度になっているかどうかというのは、私はこの専門部会が責任を持って考えるべき問題ではないかという印象を持っております。現在の損害賠償スキームというのは、基本的には、電力事業者が被害者に対して弁済をするという仕組みをとっておりまして、電力事業者が法的手続に入れば、当然、弁済は全て禁止されますので、そのスキームではうまく被害者に対する賠償ができなくなるおそれがあります。それは当然のことですが、その場合にそれをどうするのか、国の仮払い等で対応するのか、あるいはそれとは別のような何らかの枠組みを考えるのかというのは、やはりきちんと考えなければいけないことであって、私自身が前にシミュレーションが必要ではないかというふうに申し上げた趣旨はそういうことでありまして、それはやはり損害賠償の観点から考えるべき課題ではないかというふうに思っております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

今の点は事務局、何かありますか。先に。

(高橋委員) いや、事務局からお答えいただいて、その答えが必要なかったら。

(大島参事官) ありがとうございます。

ここに元々書かせていただいた趣旨というのは、今、山本先生言われたように、法的整理のそもそも可否のところの観点というところまでは、必ずしも事務局としては思い至っていない部分でございますので、今頂いた御意見を踏まえて、今後どういう形で、法的整理そのものもそうではありますけれども、賠償という観点から正にこの場合は御議論いただくという場でございますので、そういう観点で制度的な工夫というものをどういう形ででき得るのかというのは、原賠のみならず、ほかのいろいろな形で賠償とかそういうものが行われている実態もありますので、少し整理をさせていただいて御議論できるような資料を出させていただければというふうに思っております。

(濱田部会長) ありがとうございます。

高橋委員。

(高橋委員) 私の印象ですが、貴重な問題提起を頂いたと思います。この問題、当時議論となった際に、いろいろな方の意見を聞いたのですが、16条と17条の仕組みのもとで、本当に法的整理に入れるのか。つまり、今、山本委員がおっしゃったように、法的整理に入ったら賠償は止まるというスキームの中で、かつ援助という仕組みしかない中で、一体本当に法的整理が現実的というか、原賠法の枠組みで可能かどうかという論点があったのだろうと私は思っています。

そういう意味で、援助という仕組みと、国の17条の措置という二つの選択肢しかない原賠法の制度でいいのか、そこのところをきちっと今回考えていただくのが一つの責務だったのかなと思ってきました。よって、禁ずるという趣旨で考えていたのか。そうではなくて、16条、17条のそういう仕組みをよりにフレキシブルなものにするのがいいのか悪いのかというところの論点だったように私は受け取っております、その辺、事務局でもう一回整理していただければ有り難いなと思っております。

(濱田部会長) 山本委員。

(山本委員) 1点だけあれですが、今、高橋委員がおっしゃったことは、原子力損害賠償法の立法時の議論は、恐らくそういうことで、実際にはもう法手続には入らないだろう。しかし、それはやはり地域独占があるということを前提にしていた議論なのではないかというふうに思います。原子力損害賠償の負担によっては債務超過にはならないというのはあの当時もそういうことなわけですけれども、それ以外の様々な要素、ほかの影響で結局収益が減退した場合に、実質的に債務超過におそれがないのか、支払不能のおそれがないのか

という事態を完全に担保できるような仕組みは、少なくとも現在においては私はそういう形にはなっていないだろうというふうに認識をしております。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、住田委員。

(住田委員) お時間があるようなので、破綻につきまして一言。

このたび、再処理に関する認可法人がつくられることになりました。これは電力会社の破綻を前提にしております。このような認可法人をつくるのが良いかどうか、個人的な思いはともかくとして、これが法律で通りましたから、今や、禁止うんぬんではなくて、電力システム改革の中で破綻することもあり得るということです。破綻する原因は、このような事故だけではなく、自由競争の中、経営上の問題でも起こり得るということになったわけです。ですから、破綻の後、被害者の救済のためにどういう手続がふさわしいか、ということは、原賠法の場合は特に通常の事故とは違った対応が必要ですので、福島の事故を前例としながら、制度として組み立てるということがこの審議会での仕事ではないかと思っています。被害者救済の制度をつくること、その手続を整備することが、ひいては、国民の皆様に安心していただけることにつながると思っております。

それから、もう1点。責任限度額について、事故の規模によってはさまざまで、そういう意味では見積り不可ですし、もう一つは、電力会社は今回は東電でしたから何とか形としてついているわけですが、電力会社の財政規模も様々でございますから、一律の金額を決めるということに関して、将来の事故に対する備えてして、はたして合理的かつ柔軟に対応ができるかということについて、個人的に疑問を持っております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

大塚委員。

(大塚委員) 再処理認可法人をつくったことに関しては、破綻を前提にしているということを伺っていますが、その際に、原子力損害賠償のことまで考えているとはなかなか思えません。再処理認可法人ができたことが、この原子力損害賠償に関して、破綻の問題に直接影響を与えるとは私は考えていません。それによって何か決まったという感じには受け取っておりませんが、住田委員に御意見があったら教えていただければ有り難いです。

(住田委員) 多分、これは私より事務局や、また資源エネルギー庁が今回の法案の担当でござ

いますので、それについてお答えいただければ。私も記事と、それからホームページで読んだところで理解している程度でございます。

(濱田部会長) では、お願いします。

(浦上原子力政策課長) 住田委員から御指摘いただきました再処理抛出金化法を、先の国会で成立させていただきまして、その施行準備をしております。御指摘のとおり、その必要性を説明するに当たって、原子力事業者が一般的に破綻をする可能性というのは、電力システム改革の競争環境下においてあり得るという説明はさせていただきました。ただ、そこで語られておりましたのは、基本的に一般論でありまして、破綻という事象も、どういう経路を通して、どういう形でそれが起こるのかということによって政策的な対応は変わってくると思っております。もちろん制度的・法的にどのような枠組みを作って、どう整理をするかということは、「法律論」としてございますけれども、それ以前の「政策論」として、例えば、事故に起因する形で事業者が破綻するような可能性、これをどこまで考えるのか。これはまさに賠償の話と直結する話でございますけれども、単に賠償のみならず、事故を起こすということが過酷事故を伴うということであれば、当然、その事故炉の廃炉といった様々な作業、あるいは汚染水対策といった、福島第一原発で起こっているような様々な作業を当然伴ってくるものでございまして、それが果たして、事故を起こした発災事業者という存在が全くなくなってしまう状況の下で円滑に進められるのかどうか。これは破綻一般論ということとは、また別のことだと思っております。したがって、その過酷事故を伴う事象によって発災事業者の破綻が生じる場合を前提にするのか、あるいは、一般的な破綻を前提にするのか、その前提によって分けて議論をした方がいいのではないかというふうに考えております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

山本委員お願いします。

(山本委員) 一点だけ、揚げ足を取るようで恐縮なのですが、破綻することは、イコール当該電力事業者が全くなくなることはありません。それは、現在の再建型の倒産法制度を前提とすれば、会社更生、民事再生という可能性があります。JALは会社更生になりましたが、飛行機は飛び続けています。

もちろん、原子力事業とそれ以外の事業というのは、違うところがあるということは私も承知をしておりますけれども、法的倒産手続イコールその事業者が完全に消滅するという、

破産になってしまうということを前提にしてこの問題を議論するということは、相当ではないという点は申し上げておきたいと思います。

(濱田部会長) ありがとうございます。大分仕組みに対する理解が深まったと思いますが、ほかに。

大塚委員お願いします。

(大塚委員) 山本委員がおっしゃるとおりなので、事故の収束とか、廃炉とか、被害者に対する賠償とか、晩発性障害とか、除染とか、安全投資とか、そういうことを考えて、再生手続をもし作っていただくのであれば、それはそれで一つの方向かなというふうに私も考えております。恐れ入ります。

(濱田部会長) ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

貴重な御意見を出していただいておりますが、こうした理解を踏まえて、更に今後の議論を詰めていただければと思います。

続いて、16ページの、4の免責規定、原賠法第17条の部分でございます。

免責規定については、原子力事業者の免責というものを維持した上で、その適用に関する課題に関する意見を整理いただいております。

また、免責の場合における国の措置に関する課題についても整理をいたしております。この点について御質問、御意見があれば頂戴できればと思いますが。

(高橋委員) よろしいでしょうか。

(濱田部会長) どうぞ。

(高橋委員) 17条につきましては、現行法のコンメンタールを見ますと、通常災害対策についての確認規定だというふうに説明されております。そして、私は、これでは誠に不十分であると思っています。

原子力を安定的なエネルギーとして、国の政策に位置づけている中で、免責が起こるような事態についても、大きな損害が国民に発生した場合について、通常災害対策と同じ形で措置をするというのでは、国の責任としては極めて不十分だろうと思っていますので、そこは16条と17条の役割分担、もうちょっと柔軟に、国が前に出てくる仕組みを考えるとというのは、今回の非常に重要な検討課題だと思っています。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

今御指摘の点も含めて、今後の検討を深めたいと思っております。

どうぞ、大塚委員お願いします。

(大塚委員) これでいいのですけれども、関連意見のところ、「国が救済することについて」と書いてあるのは、救助ではなくて救済というところに大きな意味があると思います。この点は、ここにいらっしゃる方は皆さんお分かりになっていると思いますけれども、これが、例えばパブリックコメントに出たときには何を言っているかよく分からないと思いますので、救助ではなくて救済だという趣旨をもう少し詳しく書いていただくと有り難いと思います。恐れ入ります。

(濱田部会長) 御指摘ありがとうございます。

(大島参事官) パブリックコメントの件が何度か出ておりますけれども、パブリックコメントは、通常でありますと、この部会で最終的な報告書という形でしっかりとまとめさせていただいた上で、パブリックコメント、通常1月程度でありますけれども、かけさせていただいて、意見処理をさせていただくということですので、この資料そのもので行うわけではございませんので、念のため申し添えさせていただきます。

(大塚委員) すぐにパブリックコメントをするのでなくても、国民に対して知らせるということも必要なので、もう少し詳しく、分かりやすく書いていただくと有り難いです。

(濱田部会長) 辰巳委員お願いします。

(辰巳委員) その関連なのですけれども、今日までこういう資料をお出しいただいておりますので、こういう中で、この報告書というのが、多分資料の中から作られていくのだと思うのですけれども、それについてなのですけれども、先ほどの有限、無限の責任の範囲の話なのですけれども、この資料では有限が前になっていて、無限が後ろになっているのです。この順番というのも、やっぱり読むときに、今の状態というのは無限からスタートしているから、何か前後が逆になった方がいいのではないかと。もしも報告書としてまとめられるのならば、この順番ではなくて、書くべきではないかなと、私はちょっと思ったのですけれども。

以上です。それだけです。

(濱田部会長) ありがとうございます。

全体の書きぶり、最終的な報告書の書きぶりというのは、また構成、場合によっては変わってくるかもしれませんが、その際に御指摘の点についても検討したいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ひと当たりこの資料10-1については御議論いただきましたが、これは繰り返しですが、飽くまで論点整理をしたということで、これで仕事が終わりでなくて、これからじっくりと詰めていく作業が始まるということでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次に資料11-3になりますが、Ⅲで被害者救済手続の在り方について御議論を頂ければと思います。

こちら、また項目ごとに議論を頂ければと思っておりますが、まず、全体を事務局の方から説明をお願いします。

(大島参事官) ありがとうございます。資料11-3でございます。原子力損害賠償制度の見直しの方向性・論点の整理(2)「被害者救済手続の在り方」の関係でございます。

なるべく御議論の時間をとりたいと思っておりますので、5分程度で、ちょっと駆け足になるかと思っておりますけれども、説明をさせていただきます。

まず、被害者救済手続の在り方、1. 迅速かつ適切な被害者救済手続に求められる機能・役割についてでございます。

前回、課題の中でも説明させていただきましたけれども、原子力損害賠償という特殊性というものをしっかりと整理をさせていただいた上で、迅速、適切な被害者救済手続というものが求められていると思っております。

このため、今の実施体制というものも含めて、いろいろ御議論いただければという趣旨でまとめさせていただきました。

1枚おめくりいただきまして、指針の策定及び紛争解決手続についてでございます。

まず、前段の方で手続論について、あと後半の方で、組織体制についてという形で、課題のときは構成を少し変えさせていただいております。

まず、(1)指針の策定についてでございます。

指針につきましては、その1、2行目に書いてございますとおり、原賠法第18条に基づいて、法律的な意味では、「紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」とされているところでございます。これは、紛争当事者による自主的な解決を促進するというを目的として、個別具体的な事情に応じて、適切に対応をしていただけるというものだと思っております。

今回の東電福島原発事故では、指針の位置づけについて、中間指針及び同第四次追補の中で位置づけを記載させていただいているところでございます。

今後の事故というものを考えた場合には、当然のことながら、事故の態様というものが様々で、柔軟な対応というものが求められる面があるかと思っております。このため、指針の位置づけについては、今現在の原賠法第18条の規定については現行どおりとし、個別の事故において策定される指針の中で、損害項目やその範囲を明示することとしてはどうかと整理させていただきました。

それから、最後のパラグラフでございますけれども、実際のこれまでの事故の経験を踏まえますと、指針というものを策定させていただいた上で賠償手続が開始されるということではなかったもので、今後の事故についても、このようなパターンで手続というものが進められていくのではないかとと思っております。

そのため、いかに指針を速やかに策定をするのか。また原子力事業者にとっても、この指針を踏まえて手続をしっかりと開始していただくということが必要であろうかと思っております。

1枚おめくりいただきまして、紛争解決手続についてでございます。

こちらについては、前回御議論いただいたことを踏まえまして、和解の仲介とそれ以外の手続というのを分けさせていただきました。

まず、和解の仲介でございますけれども、第18条で審査会業務として位置づけられております。1999年の臨界事故、それから今回の福島事故の対応については、説明をさせていただいたとおりでございます。また、これに関連をいたしまして、和解仲介手続の時効中断に関する特別立法というものが行われたというところでございます。

原賠ADRセンターについては、現在に至るまで非常に高い割合で和解が合意をしているというところでございますので、この経験もしっかりと生かした上で、また時効中断という規定については、福島事故のためだけの規定になってございますので、これについては、今後の事故でも対応できるようにということ踏まえまして、法令等の必要な規定の整備というものを検討してはどうかとまとめさせていただきました。

また、原子力事業者の和解の仲介の尊重については、今現在は原賠・廃炉機構法に基づいて策定をされております緊急特別事業計画で位置づけられております。これについて、ADRという性格も踏まえた上で、どのような尊重という手続をとるべきかというものについては、引き続き御検討いただきたいというふうに思っております。

1枚おめくりいただきまして、他の紛争解決手続についてでございます。

和解仲介以外の手続については、他の業態のADRについては、多様な紛争解決手続を整

備することによって、紛争当事者にとって選択肢を与えているという形になってございます。

この点につきましては、この部会においても、実効性を高める観点から、更なる導入というものへの意見、一方で、拘束力のある手続を定めることによる弊害というものの意見も寄せられているところでございます。

したがいまして、現行の和解の仲介に加えて、他の紛争解決手続を整備するか否かということにつきましては、原子力損害賠償という紛争解決ニーズに即した形で、実効的な解決を図る観点から、引き続き検討させていただければというふうに思っております。

5 ページ目でございます。相談・情報提供についてでございます。

これも、前回御説明させていただきましたけれども、今現在、原賠・廃炉機構の方で非常に有意義にやっただいてございます。次の事故に備えるという意味では、相談・情報提供業務そのものの必要性というものは、皆様から非常に肯定的な御意見を頂いているかと思っておりますので、具体的な対応体制というものについて検討させていただければというふうに思っております。

続きまして6 ページ目、紛争審査会、それから原賠ADRセンターの組織、運営等に関するものでございます。

これについては、指針の策定に関する部分と、紛争解決手続に関する部分、二つに分けさせていただきました。二つ目と三つ目のパラグラフでございます。

指針の策定に関しましては、今現在、審査会というものは中立性、専門性というものも考慮いたしまして、必要な手続を政令で定めまして、速やかに審査会を設置するようにということになってございます。

指針の策定という業務を考えた場合には、今現在の審査会という手続で十分ではないかと思ひまして、審査会が指針の策定を行うこととしてはどうかという形でまとめさせていただきました。

なお、運営に関しましては、第2回、第3回のオブザーバー等からのヒアリングにおきましても、いろいろ御意見を頂いておりますので、運営に関わる意見ということで、まとめさせていただいております。

それから、和解の仲介を含みます紛争解決手続の実施主体についてでございます。この実施主体というものにつきましては、原子力損害賠償の特殊性というものを考えた場合に、独立性でありますとか専門性、さらには被害者にとっての費用負担の軽減といった問題が

ございますので、今現在と同様に、行政型ADRが適切ではないかという形でまとめさせていただきます。

なお、組織立てにつきましては、今までいろいろ御意見を頂いておりますので、それらも踏まえまして、引き続き検討させていただきたいというふうに思っております。

続きまして7ページ目、その他でございます。

その他につきましては、まず最初のパラグラフにつきましては、関係団体さん、若しくは関係省庁等でのいろいろな実績というものがございますので、それらを、次の事故に備えるという形で整理をさせていただきたいと思っております。

また、原子力損害賠償請求に係る集団訴訟に関しての検討というものについても御意見を頂いておりますので、まとめさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして8ページ目、仮払い。国に行く場合には、国から仮払いという形になっておりませんので、「立替払い」という形で用語を整理させていただいてございます。

まず(1)番目、原子力事業者による仮払いについては、今回の事故においても、多少時間を要したところはあるかとは思いますが、仮払いそのものについては、被害者の迅速な救済に大きな役割を果たしてきたというふうに考えております。

賠償につきましては、まず第一には、本賠償というものが迅速に行われるための準備というものをしっかりとすることが基本になるかと思っております。

しかしながら、避難指示等が発せられるような場合には、被害者さんが非常に困難を伴うというものがございますので、原子力事業者が仮払いに対応できるように、必要な手続等の整備を考える必要があるのではないかというふうに思っております。

さらに、(2)番、国による立替払いについてでございます。

今申しましたとおり、原子力事業者による本賠償、さらには仮払いというものが、何らかの事情で迅速に行えないというというような、やむを得ない状況というものがあるかと思っております。このような緊急的なものに対する措置として、国が原子力事業者に代わって立替払いを行うという、その必要性については、非常に多くの意見を頂いていたかと思っております。

しっかり柔軟な対応が求められていると思っておりますので、原子力事業者への求償などの必要最低限の要件を法律に定めることとして、具体的な手続等については政令等で定めることとさせていただいてはどうかと思っております。

「また」以降については、国が実際に行う場合の課題というものを、我々なりに整理をさせていただきます。

最後、9ページ目、消滅時効についてでございます。

消滅時効については、原則としては民法724条が適用されることになると思っておりますけれども、今回の東電福島原発事故では、前回御説明させていただいたとおり、長期避難という非常に特殊な事情もございまして、損害賠償請求権の行使に困難が伴っているという趣旨から、特別法が定められているところでございます。

原子力損害につきましては、その特殊性がある一方で、時効の制度の趣旨等もございまして、他の分野における損害賠償請求権の消滅時効等の取扱い等も踏まえまして、引き続き検討させていただければというふうに思っております。

説明は以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、この資料11-3、被害者救済手続の在り方ということで議論をさせていただければと思います。全体が大きく四つの項目となっておりますので、各項目ごとに御議論を頂ければと思いますが、まず、1ページ目の1. 迅速かつ適切な被害者救済手続に求められる機能・役割ということでございます。先ほど御説明いただきましたように、原子力損害賠償の特殊性を踏まえて、迅速かつ適切な被害者救済を図るというための機能・役割について整理を頂いております。

この点について御質問、御意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、馬場参事お願いします。

(馬場オブザーバー) オブザーバーの立場で恐縮ですが、この被害者救済手続のあり方こそ、私の考え方を述べさせていただきたいところなので申し上げますが、今の現状から、被災した農業者の立場から言いますと、まだまだ賠償は、終わっているわけでは決してないわけで、今も、請求が続いています。

また、29年1月以降の農業者の賠償の基準そのものが決まっていない。これは農業者だけではないと思っておりますけれども、帰宅困難区域の不作付の農家とか、あるいは米や牛肉なんかも以前は福島の米や牛肉は全国平均並みかそれ以上の単価だったのですけれども、いまだに価格は戻っておらず全国平均との格差があって、風評被害が続いているという状況であります。

そんな中で、29年1月以降の具体的な賠償基準が決まっていないということで、不安は

いっぱいであります。この際やめようという農家も出てきていて、それをどう賠償するのかということも含めて明確になっていないということで、不安がいっぱいです。そうした中で、例えば紛争審査会も、もう5年たっているわけですけれども、今後どうされるのかということについては、改めて後で事務局にでも教えていただきたいと思います。資料11-3の2ページにも書いてありますけれども、私はこの前も言いましたけれども、紛争を前提とした紛争審査会という言葉自体がおかしいのではないかと実は思っています。紛争審査会の指針が紛争当事者間の自主的な解決に資するとされてますが、迅速かつ適切な賠償とは、当事者間での紛争を前提にしないこと、言わば救済ということではないのかと思います。

そこで、これまで本専門部会で何度も言っていますけれども、この部会で検証すべきは、責任の所在とか分担とかいろいろあるかと思えますけれども、1ページの1パラグラフの最後のところに書いてあります「迅速かつ適切な被害者の救済手続」、この1点だけが検証すべき重要な点だと思います。

この3行目にあります「因果関係の立証責任に係る被害者の負担軽減」、これさえあれば紛争ではなくて、基本的に救済というか、そういう形になるはずだと思っています。つまり紛争審査会、言葉はともかく、審査会で指針、損害の範囲を示した上で、被災者が立証するエビデンスが個々にはないということも前提に、被災者あるいはその代理・代表である農協、漁協、あるいは商工会議所等が被災者の代表として、国や県がはいて事業者と具体的な請求基準、請求の金額を算定できる基準というのを定めておくことです。要は国とか地方公共団体が意思を示さない限り、我われが求める請求基準について東電は了解しませんでした。そういう面では、事前に具体的な請求・賠償基準を決めていれば、それにもとづき具体的に請求して、国が立替払いなり、本払いに近い金額で迅速に立て替えられるというか、迅速かつ適正に救済できると思えますし、その上で後から事業者へ求償するとしたら迅速性が確保されると思えます。

そうすると、ADRは大方必要なくて、請求基準について例えば被災者がこの請求基準では納得できないとか、もっと自分は単価が高かったとか、そういうことがあれば個々にADRへ行く。あるいは指針の範囲に入っていないという場合には、ADRに持っていくということはあるかと思いますが、それではまた少し時間がかかると思うので、迅速かつ適切にということになれば、請求の具体的な基準をある程度定めて、類型化とかモデルとか、この資料にも書いてありますけれども、例えば、福島の場合だと、不作付であれば、その

地域の例えば米の10アール当たりの所得額はいくらだということを国と県と検討して算出して、それで納得を頂いて、農家からの請求を了解いただいて請求する、こういうようなことで迅速性は担保できると考えています。

ただ、国が賠償当事者として前面に出てくるということになった場合には、あるいは、国が賠償責任を持つということの場合には、迅速性という点が一部劣るのではないかという心配もあります。

経験上ですけれども、機構法ができて、国からの資金が東電に入ったときには、東電は、今度は国に賠償の基準だとかエビデンスとかを含めて、改めてまた説明しないといけないというようなことが生じて、結局賠償が一時滞ったという経験がございます。国としては、事故を起こさないことはもちろんのことですけれども、万が一の場合、まず被災者の迅速かつ適切な救済ということに大きな役割を果たすということを明確にしていなければと思います。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

この被害者救済手続の在り方を議論する際に、御指摘の迅速かつ適切な被害者救済手続というのは根幹になる部分であろうかと思っております。

ほかに御意見はいかがでしょうか。

それでは、続いて、2～7ページになりますが、2. 指針の策定及び紛争解決手続について御議論を頂ければと思います。

これも先ほど御説明いただきましたように、指針の策定については、東電福島原発事故での対応を踏まえて、個別の事故に応じて柔軟に対応できるよう、現行の手続を維持することとしてはどうかというふうな整理をしております。

また、紛争解決手続については、東電福島原発事故での実績などを見据えて、その経験を生かした上で、時効中断効の一般化等、必要な規定を整備する方向で検討するということを記述しております。

また、和解の仲介以外の紛争解決手続についての課題というものを整理し、また、指針の策定、和解の仲介を行う紛争審査会及び原賠ADRセンターの組織、運営等に係る課題、こういったものについて整理をしているところでございます。

これらの点について御質問、御意見を頂戴できればと思います。

(高橋委員) 前回申し上げたことと関連いたします。審査会の指針とADRの和解手続の関係

について、私は、同じく民法の相当因果関係の範囲について前提にしている、同じように前提にはしていると思います。しかしながら、審査会の指針は、多数者に共通するような、多数者にかかわる事象についての立証責任の軽減という観点から定められていて、ADRについては、これを前提としつつ、迅速かつ円滑な紛争解決の観点から、積極的な和解案を提示するという、役割分担があると考えています。そこが、きちんと明確にされていないと、とかく、やはり同じ行政のもとにある審査会とADRの関係について誤解が生じる可能性があるかと懸念しています。

そういう意味では、3ページのところの8行目ですが、「指針で示されていないものを含め、個別具体的な事情を検討し」というふうにあります。そこに、「迅速かつ円滑な紛争解決の見地から」という文言を挿入し、違いがより明確になるように表現する修正を、御検討いただけないかと考えています。その点は、是非よろしくお願ひしたいと考えております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかにお気づきの点などを頂ければと思いますが。

失礼しました、大塚委員。大塚委員が見えにくくて、どうも申し訳ありません。

(大塚委員) 余りこの点について発言していないので、少しだけ申し上げますが、山本委員がおっしゃられるように、紛争審査会の方が準立法的、ADRの方が準司法的な役割を果たすということになっていると思いますけれども、これは別に法律に書くような話ではないと思いますけれども、現在既に行われていますが、ADRの委員を紛争審査会に今1名入っていただいていますけれども、こういうことは、是非両者の円滑な関係のために、今後とも必要なのではないかと考えております。

それから、審査会とADRの意見交換のようなことも是非していく必要があると思います。これも運用の問題になるのだろうと、考えているところでございます。

ですから、現在紛争審査会とADRのセンターの関係は、私は基本的に割とうまくいっているのではないかという印象をもっていますけれども、今後も改善すべきところは改善して、発展していく必要があるというふうに思います。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかに。山本委員。

(山本委員) ここに書かれていることに、大枠に異論はそれほどないのですけれども、1点だけ、4ページの、②の他の紛争解決手続のところ、これも枠内の結論、「紛争解決ニーズに即して実効的な解決を図る観点から引き続き検討」するということには全く異論はないのですけれども、その上に書かれている、この意見の対立軸というか、どの点に対立しているかというところで、その「他方」で書かれてある意見というのが、私は十分に理解できていないところがあります。

ここでの、他の紛争解決手続の設定というのは、当然和解仲介手続にプラスアルファで、現在の和解仲介手続は基本的にそのまま残して、それプラスこの拘束力がある手続というのでしょうか、仲裁等の手続を付加するという提案についての議論だと思うのですが、なぜその手続を付加すると原子力事業者がADRの活用を躊躇し、被害者の早期救済の妨げとなるかという、そこのロジックというか、なぜそういう因果関係が発生するのかというのが、十分私は理解できないので、これはどなたにお願いするのが適当なのか分かりませんが、もう少しこの意見をクラリファイしていただければ、議論の整理としてはっきりするのではないかというふうに思います。

(濱田部会長) ありがとうございます。

これは、これまでの議論の中で、こうした形の御意見があったかなということで整理をしたものかと思いますが、事務局の方から、これは何かありますか。

(大島参事官) 先生が言われるような、クリアにお答えできるかどうか自信がないところもあるのですけれども、いろいろ御意見を頂いた中で、今、和解の仲介というものがそもそも非常に高い合意がなされている中で、ほかの手続というものを定めることによって、直接的なのか、間接的なのかというのはあるかと思いますが、非常に拘束力が高い手続が後ろに待っていることによって、和解の仲介に悪い影響があるのではないかという形の御懸念で言われていたのかと思っております。

また、関連意見の方の三つ目に書かせていただきましたけれども、これもどこまで具体的なところを考えるかというところは、これからの御議論かと思っておりますけれども、迅速性とか簡易性というものが損なわれるのではないかという御意見もあったかと思っています。

ただ、このところは、まずそもそもの前提として、他の紛争解決手続、どのようなものを入れるべきなのかというところを、もう少し具体的に示させていただいた上で、その是非というものを考えていただかなければ、具体的な議論になりにくいのかなという感想

も持っているところでございます。

以上でございます。

(山本委員) 今の事務局の最後の点は全くそのとおりで、具体的なものを念頭に議論しないと生産的にはならないだろうということだろうと思います。

ただ、1点だけ申し上げたいのは、先ほども御紹介がありました、ほかの行政型ADR等でも、仲裁等、あるいは裁定といったような、拘束力がある程度ある制度を導入しているところがあります。公害等調整委員会とか、いろいろあるわけですが、そういったところで、余りそういう制度が入っていることによって、その和解仲介、あるいは調停といったような手続に弊害が生じているといったような議論は、余り私自身は聞いたことがないので、抽象的な御懸念としては、分からないではないですけれども、本当にそうなのかなというのは、個人的には思います。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかには。清水委員。

(清水委員) 私は、この部分は、多分仲介と並んで仲裁という手続が並列的な選択肢とされることによって、そちらを選択すべきではないかという、何らかの意味で心理的なプレッシャーがある、そういうことがあるからという趣旨でなのかなというふうに理解しておりましたが、ちょっと違うのか、よく分かりませんが。

(山本委員) 今の清水委員の御指摘は、私は分かります。そういう批判はあり得る。つまり、ある程度その仲裁合意が半強制的なものになって、ここにあるように、裁判を受ける権利を侵害するのではないかとかという議論を対立軸として、反対意見として挙げる分には、私もそれは、理解はできることです。

(濱田部会長) ありがとうございます。

この点は、今後議論の際に、今のようなお話があったことに留意をしながら議論を交わしていただいて、そしてあえてこう書く必要はないということであれば、もうこの最終報告からは落とせばいいかというふうに思います。

ほかにはいかがでしょうか。

(崎田委員) 資料だと7ページの、その他というところの最初の4行のところについて一言コメントをさせていただきたいと思います。

内容的には、このままでよろしいのかと思いますけれども、これに関して発言させていただいた下の方のコメントは、今後パブコメには出ていかないお話でしたので一言コメント

させていただきます。先ほど、馬場オブザーバーからお話がありましたけれども、今回の、迅速な賠償を進めるに当たって、関連の業界団体などで迅速に、関係の書類の整備とか、いろいろ状況整備で対応していただいたところは、非常に積極的に動いていただいたというような御報告がありました。

ただし、事故の内容によってケースバイケースで、どういう対応が今後必要かというのを、明確に制度の中に規定するのは難しいのではないかと私も考え、余りそういう点を制度にというところまで強くは申し上げませんでしたけれども、一言申し上げれば、こういう業界団体の方が動いていらっしゃるの、日常業務の範囲よりはかなり超えていると思いますが、費用的には組合員の方たちが払ってくださる中で、そういうことをしておられるのが現状ではないかと思しますので、そういう体制がとれる組織はきちんとやっていただけるけれども、そこまでの足腰のないような組織では、対応していただくのは難しかったのではないかという感じもいたします。

そういう意味で、かなり費用的にも御尽力いただいているのではないかと思いますので、それぞれの、例えば今回の福島のことなどで関連業界がどういうふう動き、どういうふう御自分たちの費用を担保していったのかというようなこともきちんと記録していただき、今後何か事故が起こったときに、どういう指針が今回の事故には必要なのかというときに、それを参考にさせていただけるような状況をきちんと作っていくというのが大事なのではないかと思えます。内容的にそのくらいまで深めて、きちんと対応していただければ有り難いと思えます。

一言コメントさせていただきました。

(濱田部会長) ありがとうございます。

この点は、若林さん、あるいは馬場さんあたり、何かございますが。

(馬場オブザーバー) 我々は、業としてやっているわけではなくて、結局農家の代理としてやっているわけでありまして、本当に掛かる経費というのは、要は請求のための電算の処理システムとか、パート等で電算の担当をやる方を雇わなければいけないとか、必要額を農家から頂いているということになります。農家の代理だということになります。ただし、電算処理など掛かり増しの経費については東電に請求しています。請求できないのは、代理人を立てている弁護士の相談費用とかは全員で負担ということになります。今、崎田委員が言われたことに触発されて言うと、我々は農家の代理でありまして、個々がやるべきことをまとめてやるということで、そういう面では、その具体的な請求基準、これはペー

ジで言いますと、2 ページの一番下の丸に書いてありますけれども、審査会が指針に基づいて、キーはここでいう「原子力事業者が示す賠償基準」なのです。ここでは「示す」と言いますが、結局、被災農家の委任を受けて請求を取りまとめ代理する我々と東電との間で、あるいは国や県も入ってもらって賠償基準を定めて、被災農家が納得いただかないと、我々も代理ができないということであるわけですので、そういう面では、この「原子力事業者が示す賠償基準が重要である」という、ここが一番のポイントと言わざるを得ません。指針で範囲は決まりますけど、具体的な賠償基準はどうするのだということは事業者と事前に詰めなければ請求できないですけれども、東電は農業のことはよく分からないので結局県とか国とかと相談するわけで、そこを我々とも相談して、農家の納得いただく具体的な請求と賠償基準、これが決まれば、別にADRに行かなくていいわけであります。

何を言いたいかというと、国や県は、こういうところを指導してほしいという意味を込めて、救済を前面に、被災者の立場に立って早急に事業者が示す賠償基準、ここを詰めていただく国や地方公共団体の役割は重要ですよということを、前段も申し上げたということです。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

失礼しました、市川さんお願いします。

(市川オブザーバー) 今、崎田先生からの御質問の件なのですけれども、まず福島に関しては、現在進行形中なものですから、それぞれ福島県下の商工会議所にどれだけ負担が掛かっているかというところは、積算もまだしておりませんので今後総括が出来ましたらご報告いたします。一方で、過去にウラン加工工場臨界事故の発災にあたり、現地の「ひたちなか商工会議所」では「被害等申出書取次窓口」を開設し、会員企業から「被害等申出書」を取次いで毎日「JCO相談窓口」に直接持参(計183社分)したり、製品・商品等の安全確認証明書発行依頼に対応(計6社分)するなど商工業者の補償の取りまとめを行った業務にかかった経費ということで、最終的に(株)JCO宛てに事故を起因とする損害賠償金として「約107万円(勝田地域) + 約45万円(那珂湊地域) = 約153万円」を請求し、受領したという経緯があります。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかに。伊藤委員お願いします。

(伊藤委員) ありがとうございます。

実際に、その紛争解決や被害者救済になったときに、国や県が役割を果たしていくべきだということでは非常に賛同するところでもあるのですけれども、市町村の役割というのが、実際に事故が起きたときには、本当にその事故の現場の回復などで非常に大変だということは分かるのですけれども、ただ、本当にその立地地域というのは、恐らく高齢者の方も多いでしょうし、なかなか、やっぱりどこに相談に行ってもいいのかわからないという状況になることが想定されると思うのです。そうしたときには、やはり市町村の役割というのは非常に大きいのではないかなと。

相談に関しても、法曹有資格者、法的業務に習熟した者が当たることが適切、これももうそのとおりなのですけれども、それに至るまでの、やはり準備といいますか、そういう部分のクッションになるというか、そういうところも必要だと思うので、私は、ある程度市町村も、こういう事故が起きたときに、賠償に関してどう関わっていくのかという部分は、相当準備というのは必要なのではないかな。あるいは、そのパイプをつくって橋渡しをしていくという役割もあるので、その部分は、公的な部分ではなかなか明記することはできないと思うのですけれども、かなり具体的に指針を示して、準備をしていくというようなことというのも必要なのではないかなというふうに思っております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

まだ御意見があるかもしれませんが、ほぼ時間となりましたので、それでは、この2の項目、それから全く議論をしておりません3. 及び4. については次回会合で引き続き御議論いただければと思います。繰り返しですが、今議論いただいている2. 部分も、更に御意見があれば、次回冒頭でお伺いしたいと思います。

それから、資料10-1の部分ですね、賠償制度の基本的な枠組み、あるいは制度の在り方関係の議論、これは一通り今日御議論いただきましたので、事務局の方で、これまでの会合で各委員から出された意見をもとに、見直しの方向性、論点の整理を、少し必要な修正を頂いて、それを出していただければと思っておりますが、いかがでしょうか。少し記憶がフレッシュなうちにまとめておこうと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、今まで議論が終わったところ、特に資料10-1のあたりについて、少しこれまでの御意見を踏まえた修正というものをお願いできればと思います。

それでは、最後に事務局の方から連絡をお願いします。

(大島参事官) 長時間にわたりありがとうございました。

次回、第12回会合につきましては、日程調整が済み次第御連絡させていただきます。また、お手元の資料につきましては、御希望があれば、委員の皆様方の職場に郵送させていただきますので、席上にそのままお残してください。

以上でございます。

(濱田部会長) 本日はどうもありがとうございました。